

外航ヨット等入港手続き案内

開港・不開港に入港しようとする外航ヨット・プレジャーボート・クルーザー等の船舶の船長は、関税法第15条の3、第20条の2により、船舶の名称、登録記号、国籍のほか、旅客及び乗組員に関する事項の提出が定められています。つきましては、以下の内容をご確認いただき、税関手続きをされますようお願いいたします。

税関手続きの流れ　※原則、NACCSで報告・提出

① 入港前に下記の資料を税関に提出

※NACCSで事前報告ができない場合はメールで行うことをお勧めします。

【税関に事前に連絡及び提出が必要な事項】

- ・入港通報（入港予定時間、停泊予定場所などの情報）書類の提出
- ・クルーリスト（パスポートコピーを添付）
- ・ボヤージメモ（入港前の寄港地及び入港後の日本国内の寄港予定地）
- ・船舶国籍証書（コピー）
- ・国際トン数証書（コピー）

を管轄税関に送付願います。

② 入港時に入港届（税関様式C第2000号）、クルーリスト（C第2065号）、
乗組員登録簿（C第2050号）、乗組員携帯品申告書（C第5370号）、
船用品目録（第C2040号）を税関に提出

③ 出港時に出港届（C第2000号）を提出

※書類はインターネットでダウンロードすることができます。

④ 船舶に使用する物品（燃料や食料品など）を積込む際には、事前に税関へ申請する必要があります。詳しくは税関に問い合わせください。

※入港時間などに変更がある場合は管轄税関まで連絡して下さい。

**※なお、不開港に入港する場合は、沖縄総合事務局運輸部総務運航課に
その旨を申請し、特許を得る必要があります。（☎ 098-866-1836）**



BACK

